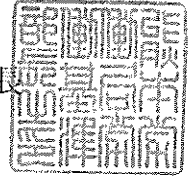


平成30年10月15日

(一社)熊本県建設業協会

会長 殿

熊本労働局労働基準部長



建設業における労働災害防止対策の徹底について

日頃より労働安全衛生行政へのご理解とご協力に御礼申し上げます。

さて、熊本労働局管内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、平成30年9月末現在1293人で前年比3.9%の増加(+49人)となっており、労働災害に減少の傾向が見られない状況です。(資料1 参照)

建設業での休業4日以上之死傷者数は、平成30年9月末現在で、226人と全体の17%を占めています。

死亡災害については、平成30年10月10日時点で7人の方が亡くなられており、その内、建設業での発生が全体の70%(5人)となっており、非常に憂慮される状況となっています。(別添リーフレット 参照)

当局の第13次労働災害防止推進計画では、建設業の労働災害による死亡者数、休業4日以上之死傷者数をそれぞれ2017年と比較して2022年までに15%以上減少させることを目標としていますが、初年度である今年度の労働災害発生状況を踏まえると、より効果的に労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このような状況から、当局においては、平成30年度下半期に厚生労働省で推進する労働災害防止対策及び労働災害の傾向等を踏まえ下記の対策を推進することとしました。

貴職におかれましては、傘下の会員事業場等に対し、下記の対策を周知いただくとともに、それぞれの実情に即した取組の実施に特段のご配慮をお願いいたします。

記

建設業の労働災害の発生状況を見ると、基本的な安全対策が不十分なことにより、災害につながっているものが多く見受けられることから、店社、元請及び関係請負人に対し、

以下（ア）～（キ）に掲げた事項をはじめとして、改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図ること。

また、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成 30 年 7 月 2 日改訂）により工期の適正化を図ること。

（ア） 「屋根・はり等」から、「足場」から、「開口部」からの墜落・転落災害が多く発生しており、屋根・はり等からのものでは、スレート等の屋根の踏み抜きによるもの、作業床や手すりの未設置又はその場合の安全帯の不使用のものが多く、足場からのものでは、ほぼ全てにおいて手すり等の未設置（そもそも設置していないもの、一時的に取り外され戻されていないもの）又は安全帯が不使用の状況であった。

このため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 518 条、第 519 条、第 524 条、第 563 条、第 564 条、第 567 条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱に基づく対策を実施すること。

また、墜落制止用器具に係る法令改正等について留意すること。

（イ） 転倒災害が増加している状況から、現場内での「見える化」の推進、4 S 教育の実施、実践を徹底すること。

（ウ） 全国的に崩壊・倒壊災害においては、土砂崩壊に関連する災害が約半数を占めることから、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置を徹底すること。

（エ） はさまれ・巻き込まれ災害においては、ほぼ全てにおいて、車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物としており、これらが輻輳して作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害（逸走したことによるものも含む）が多いことから、車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底すること。

（オ） 全国的に飛来・落下災害においては、移動式クレーン、ウインチ等による荷の運搬作業時に荷が落下することによる災害が約半数を占めていることから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷の下への立入禁止措置を徹底すること。

（カ） 作業場所の危険個所など状況を確認していない現場、作業方法について十分な検討が行われていない現場、必要な作業計画を策定していない現場が多く見受けられることから、店社において、作業にかかる前に作業場所の状況確認（発注者からの情報提供ほか）、危険個所を踏まえた作業計画の検討と策定、作業計画について関係労働者への周知を徹底すること。

（キ） 慢性的な人手不足のため、建設業未経験者の就業、また、高齢者の就業が見受けられることから、新規入場者安全衛生教育、身体状況を考慮した高齢者への安全衛

(ク) 作業場所が酸素欠乏危険場所となる場合（井戸、暗渠等）は、作業場所の危険状況に応じて、酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）の選任、作業開始前の酸素濃度測定等の実施を徹底すること。

屋内等で内燃式の機械（発電機等）を使用させる場合は、換気装置の設置等、一酸化炭素中毒防止のための対策を徹底すること。

[参考]

厚生労働省

平成 30 年度下半期労働災害防止対策の推進（抜粋）

平成30年死傷災害発生状況 平成30年9月末現在

資料1

熊本労働局

平成30年10月10日

| 業種 号 | 平成30年 | | | | | | 平成29年 | | | | 対29年同期比 | | 平成28年 | | | 対28年同期比 | | |
|---------|----------|-------|---------------|------|---------------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|------|---------|--------|--------|
| | 死傷者数 | 年千人率 | (全国) (H28) | | 構成比(%) 小計比 | 死亡者数 | 死傷者数 | 年千人率 | 構成比(%) | | 死亡者数 | 増減数 | 増減比 | 死傷者数 | 年千人率 | 死亡者数 | 増減数 | 増減比 |
| | | | 総計比 | 小計比 | | | | | 総計比 | 小計比 | | | | | | | | |
| 1 | 食料品 | 98 | 5.2 | 5.7 | 7.6% | 38.3% | 97 | 5.1 | 7.8% | 39.0% | 1 | 1.0% | 64 | 3.6 | 34 | 53.1% | | |
| | 木材・木製品 | 14 | 7.1 | 11.0 | 1.1% | 5.5% | 17 | 8.6 | 1.4% | 6.8% | -3 | -17.6% | 18 | 8.5 | -4 | -22.2% | | |
| | 化学工業 | 15 | 1.3 | 1.5 | 1.2% | 5.9% | 13 | 1.1 | 1.0% | 5.2% | 2 | 15.4% | 17 | 1.8 | -2 | -11.8% | | |
| | 窯業土石 | 16 | 1.6 | 4.5 | 1.2% | 6.3% | 18 | 5.2 | 1.4% | 7.2% | -2 | -11.1% | 22 | 6.8 | -6 | -27.3% | | |
| | 金属製品 | 41 | 6.8 | 5.3 | 3.2% | 16.0% | 22 | 3.2 | 1.8% | 8.8% | 19 | 86.4% | 29 | 4.2 | 1 | 12 | 41.4% | |
| | 一般機械器具 | 9 | 0.9 | 1.4 | 0.7% | 3.5% | 8 | 0.8 | 0.6% | 3.2% | 1 | 12.5% | 7 | 0.8 | 2 | 28.6% | | |
| | 電気機械器具 | 7 | 0.5 | 0.7 | 0.5% | 2.7% | 6 | 0.5 | 0.5% | 2.4% | 1 | 16.7% | 13 | 0.8 | 1 | -6 | -46.2% | |
| | 輸送機械 | 18 | 1.8 | 1.4 | 1.4% | 7.0% | 20 | 2.7 | 2.3% | 11.2% | 1 | -10 | -35.7% | 16 | 1.6 | 2 | 12.5% | |
| | 上記以外 | 38 | 1.5 | | 2.9% | 14.8% | 40 | 1.5 | 3.2% | 16.1% | -2 | -5.0% | 40 | 1.5 | -2 | -5.0% | | |
| | 製造業 | 256 | 2.5 | 2.7 | 19.8% | 100.0% | 249 | 2.4 | 20.0% | 100.0% | 1 | 7 | 2.8% | 226 | 2.2 | 2 | 30 | 13.3% |
| 2 | 鉱業 | 4 | 14.2 | 9.2 | 0.3% | | 3 | 10.6 | 0.2% | | 1 | 33.3% | 3 | 6.1 | 1 | 33.3% | | |
| 3 | 土木工事 | 50 | - | | 3.9% | 22.1% | 66 | - | 5.3% | 25.5% | 1 | -16 | -24.2% | 56 | - | -6 | -10.7% | |
| | 建築工事 | 123 | - | | 9.5% | 54.4% | 158 | - | 12.7% | 61.0% | 4 | -35 | -22.2% | 118 | - | 1 | 5 | 4.2% |
| | その他の建設 | 53 | - | | 4.1% | 23.5% | 35 | - | 2.8% | 13.5% | 1 | 18 | 51.4% | 47 | - | 2 | 6 | 12.8% |
| | 建設業 | 226 | 6.9 | 4.5 | 17.5% | 100.0% | 259 | 6.8 | 20.8% | 100.0% | 6 | -33 | -12.7% | 221 | 5.4 | 3 | 5 | 2.3% |
| 4 | 道路旅客 | 11 | 1.6 | | 0.9% | 7.3% | 13 | 1.9 | 1.0% | 10.8% | | -2 | -15.4% | 15 | 1.9 | | -4 | -26.7% |
| | 道路貨物運送 | 137 | 8.2 | | 10.6% | 91.3% | 105 | 6.3 | 8.4% | 87.5% | 1 | 32 | 30.5% | 125 | 6.9 | 12 | 9.6% | |
| | 上記以外 | 2 | 0.8 | | 0.2% | 1.3% | 2 | 0.8 | 0.2% | 1.7% | | | 1 | 0.4 | | 1 | 100.0% | |
| | 運輸交通業 | 150 | 5.7 | 6.3 | 11.6% | 100.0% | 120 | 4.6 | 9.6% | 100.0% | 1 | 30 | 25.0% | 141 | 5.0 | 9 | 6.4% | |
| 5 | 陸上貨物 | 4 | - | | 0.3% | 57.1% | 3 | - | 0.2% | 50.0% | | 1 | 33.3% | 2 | - | | 2 | 100.0% |
| | 港湾運送 | 3 | - | | 0.2% | 42.9% | 3 | - | 0.2% | 50.0% | 1 | | 3 | - | | | | |
| | 貨物取扱 | 7 | 9.2 | | 0.5% | 100.0% | 6 | 7.9 | 0.5% | 100.0% | 1 | 1 | 16.7% | 5 | 9.3 | 2 | 40.0% | |
| 6 | 農業 | 27 | 8.7 | | 2.1% | 47.4% | 20 | 6.5 | 1.6% | 47.6% | 1 | 7 | 35.0% | 20 | 8.3 | 7 | 35.0% | |
| | 林業 | 30 | 24.4 | 31.2 | 2.3% | 52.6% | 22 | 17.9 | 1.8% | 52.4% | 8 | 36.4% | 31 | 23.0 | -1 | -3.2% | | |
| | 農林業 | 57 | 13.2 | 5.1 | 4.4% | 100.0% | 42 | 9.7 | 3.4% | 100.0% | 1 | 15 | 35.7% | 51 | 13.6 | 6 | 11.8% | |
| 7 | 畜産 | 20 | 14.3 | | 1.5% | 90.9% | 9 | 6.4 | 0.7% | 75.0% | 11 | 122.2% | 12 | 8.1 | 8 | 66.7% | | |
| | 水産 | 2 | 2.8 | 8.9 | 0.2% | 9.1% | 3 | 4.2 | 0.2% | 25.0% | -1 | -33.3% | 5 | 5.8 | -3 | -60.0% | | |
| | 畜産・水産 | 22 | 10.4 | | 1.7% | 100.0% | 12 | 5.7 | 1.0% | 100.0% | 10 | 83.3% | 17 | 7.2 | 5 | 29.4% | | |
| | 1号~7号計 | 722 | 4.1 | | 55.8% | | 5 | 691 | 4.0 | 55.5% | 10 | 31 | 4.5% | 664 | 3.7 | 5 | 58 | 8.7% |
| 8 | 卸売 | 22 | 0.7 | | 1.7% | 12.6% | 24 | 0.7 | 1.9% | 13.7% | | -2 | -8.3% | 18 | 0.5 | | 4 | 22.2% |
| | 小売 | 130 | 1.4 | | 10.1% | 74.7% | 137 | 1.4 | 11.0% | 78.3% | | -7 | -5.1% | 145 | 1.5 | | -15 | -10.3% |
| | 上記以外 | 22 | 1.3 | | 1.7% | 12.6% | 14 | 0.9 | 1.1% | 8.0% | 8 | 57.1% | 18 | 1.2 | | 4 | 22.2% | |
| | 商業 | 174 | 1.2 | 1.9 | 13.5% | 100.0% | 175 | 1.2 | 14.1% | 100.0% | | -1 | -0.6% | 181 | 1.2 | | -7 | -3.9% |
| 9 | 金融 | 12 | 0.8 | 0.7 | 0.9% | 85.7% | 12 | 0.8 | 1.0% | 85.7% | | | 19 | 1.3 | | -7 | -36.8% | |
| | 広告・斡旋 | 2 | 0.6 | | 0.2% | 14.3% | 2 | 0.6 | 0.2% | 14.3% | | | 2 | 0.7 | | | | |
| | 金融広告業 | 14 | 0.8 | | 1.1% | 100.0% | 14 | 0.8 | 1.1% | 100.0% | | | 21 | 1.2 | | -7 | -33.3% | |
| 10 | 映画・演劇業 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 通信業 | 11 | 1.4 | 3.6 | 0.9% | | 12 | 1.5 | 1.0% | | | -1 | -8.3% | 16 | 1.9 | | -5 | -31.3% |
| 12 | 教育研究業 | 7 | 0.2 | 0.3 | 0.5% | | 9 | 0.2 | 0.7% | | 1 | -2 | -22.2% | 11 | 0.3 | | -4 | -36.4% |
| 13 | 医療保健 | 67 | 1.0 | | 5.2% | 43.5% | 56 | 0.8 | 4.5% | 43.4% | 11 | 19.6% | 45 | 0.7 | | 22 | 48.9% | |
| | 社会福祉施設 | 84 | 1.5 | | 6.5% | 54.5% | 71 | 1.3 | 5.7% | 55.0% | 13 | 18.3% | 57 | 1.4 | | 27 | 47.4% | |
| | その他の保健衛生 | 3 | 1.7 | | 0.2% | 1.9% | 2 | 1.1 | 0.2% | 1.6% | 1 | 50.0% | 4 | 2.4 | | -1 | -25.0% | |
| | 保健衛生業 | 154 | 1.2 | 1.5 | 11.9% | 100.0% | 129 | 1.0 | 10.4% | 100.0% | 25 | 19.4% | 106 | 1.0 | | 48 | 45.3% | |
| 14 | 旅館 | 14 | 1.4 | | 1.1% | 15.1% | 19 | 1.8 | 1.5% | 22.6% | | -5 | -26.3% | 27 | 2.6 | | -13 | -48.1% |
| | 飲食店 | 45 | 1.3 | | 3.5% | 48.4% | 34 | 1.0 | 2.7% | 40.5% | 11 | 32.4% | 56 | 1.6 | | -11 | -19.6% | |
| | その他の接客 | 34 | 3.3 | | 2.6% | 36.6% | 31 | 3.0 | 2.5% | 36.9% | 3 | 9.7% | 22 | 2.0 | | 12 | 54.5% | |
| | 接客娯楽業 | 93 | 1.7 | 2.2 | 7.2% | 100.0% | 84 | 1.5 | 6.8% | 100.0% | 9 | 10.7% | 105 | 1.8 | | -12 | -11.4% | |
| 15 | 清掃・と畜 | 59 | 4.7 | | 4.6% | | 71 | 5.6 | 5.7% | | | -12 | -16.9% | 73 | 6.1 | 1 | -14 | -19.2% |
| 16 | 官公署 | 1 | 0.0 | | 0.1% | | | | | | 1 | - | 1 | 0.0 | | | | |
| 17 | 派遣 | 1 | - | | 0.1% | 1.7% | 3 | - | 0.2% | 5.1% | | -2 | -66.7% | | | | 1 | - |
| | その他の事業 | 57 | - | | 4.4% | 98.3% | 56 | - | 4.5% | 94.9% | 1 | 1 | 1.8% | 62 | - | | -5 | -8.1% |
| | その他の事業 | 58 | 1.3 | | 4.5% | 100.0% | 59 | 1.3 | 4.7% | 100.0% | 1 | -1 | -1.7% | 62 | 1.4 | | -4 | -6.5% |
| | 第三次産業計 | 571 | 1.2 | | 44.2% | | 553 | 1.1 | 44.5% | | 2 | 18 | 3.3% | 576 | 1.2 | 1 | -5 | -0.9% |
| | 総計 | 1,293 | 1.9 | 2.2 | 100.0% | | 5 | 1,244 | 1.9 | 100.0% | 12 | 49 | 3.9% | 1,240 | 1.9 | 6 | 53 | 4.3% |

統計表の見方

※労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

※第三次産業は、上記表の8号から17号まで業種が対象。

※第13次労働災害防止計画における「陸業貨物運送事業」は「道路貨物運送業」(4-3)と「陸上貨物取扱業」(5-1)の合計

労働災害防止対策の徹底をお願いします

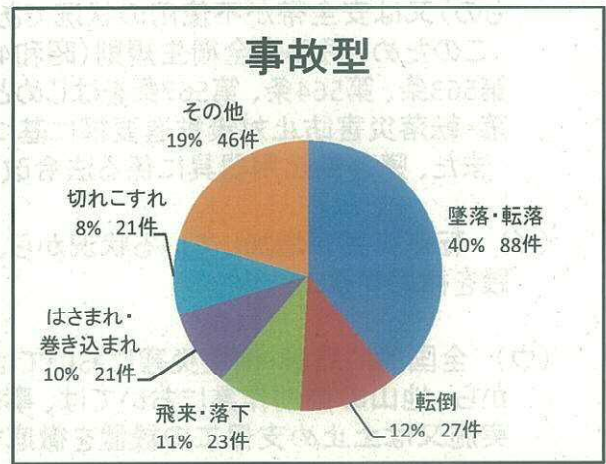
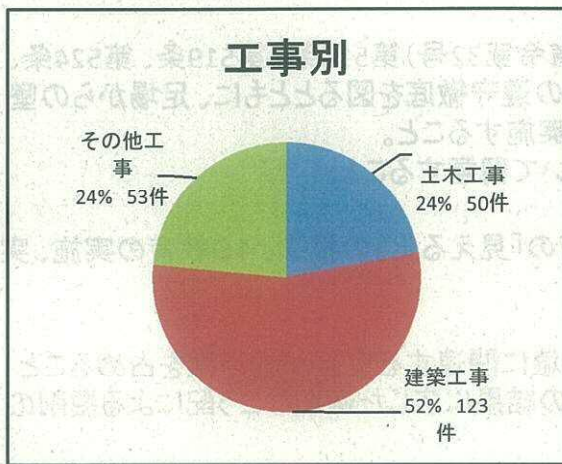
熊本労働局

熊本局内においては、平成30年9月末時点で、建設業の休業4日以上労働災害が226件発生しており、全体の労働災害の発生件数(1293件)の17%を占めています。

死亡災害については、平成30年10月10日時点で既に5件が発生しており、非常に憂慮される状況となっています。

各事業場、現場では、労働災害防止のための対策の徹底をお願いします。

発生状況



死亡災害

| No. | 発生日 | 年齢 | 性別 | 業種 | 事故の型 | 起因物 | 発生状況 |
|-----|-----|-----|----|--------|-------|------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 | 2月 | 20代 | 男 | 木造建築業 | 墜落・転落 | 屋根 | 熊本地震復旧の屋根葺き替え工事において、腐っていた軒板を踏み抜き、バランスを崩して約7メートル下の地面に墜落したもの。(地震復旧) |
| 2 | 6月 | 70代 | 男 | 木造建築業 | 墜落・転落 | 屋根 | 作業場建屋の庇上で建屋の外壁の釘打ち作業中、約3.6メートル下の地面に墜落したもの。 |
| 3 | 6月 | 60代 | 男 | その他建設業 | 墜落・転落 | 建築物 | 工場作業室の天井上で設備の点検作業中、天井板を踏み抜き約3.6メートル下の床に墜落したもの。 |
| 4 | 7月 | 60代 | 男 | その他建設業 | 墜落・転落 | 開口部 | 国道脇で除草作業中、作業箇所から約5.6メートル下の水路に転落したもの。 |
| 5 | 10月 | 60代 | 男 | 土木工事業 | 墜落・転落 | 建設機械 | 強風で道路上に散乱した木の枝などをショベルローダーにより行っていた際に、ショベルローダーごと路肩より約3メートル下に転落したもの。 |

労働災害防止対策

建設業の労働災害の発生状況を見ると、基本的な安全対策が不十分なことにより、災害につながっているものが多く見受けられることから、店社、元請及び関係請負人に対し、以下(ア)～(キ)に掲げた事項をはじめとして、改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図ること。

また、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成30年7月2日改訂)により工期の適正化を図ること。

(ア) 「屋根・はり等」から、「足場」から、「開口部」からの墜落・転落災害が多く発生しており、屋根・はり等からのものでは、スレート等の屋根の踏み抜きによるもの、作業床や手すりの未設置又はその場合の安全帯の不使用のものが多く、足場からのものでは、ほぼ全てにおいて手すり等の未設置(そもそも設置していないもの、一時的に取り外され戻されていないもの)又は安全帯が不使用の状況であった。

このため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第518条、第519条、第524条、第563条、第564条、第567条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱に基づく対策を実施すること。

また、墜落制止用器具に係る法令改正等について留意すること。

(イ) 転倒災害が増加している状況から、現場内での「見える化」の推進、4S教育の実施、実践を徹底すること。

(ウ) 全国的に崩壊・倒壊災害においては、土砂崩壊に関連する災害が約半数を占めることから、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置を徹底すること。

(エ) はさまれ・巻き込まれ災害においては、ほぼ全てにおいて、車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物としており、これらが輻輳して作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害(逸走したことによるものも含む)が多いことから、車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底すること。

(オ) 全国的に飛来・落下災害においては、移動式クレーン、ウインチ等による荷の運搬作業時に荷が落下することによる災害が約半数を占めていることから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷の下への立入禁止措置を徹底すること。

(カ) 作業場所の危険箇所など状況を確認していない現場、作業方法について十分な検討が行われていない現場、必要な作業計画を策定していない現場が多く見受けられることから、店社において、作業にかかる前に作業場所の状況確認(発注者からの情報提供ほか)、危険箇所を踏まえた作業計画の検討と策定、作業計画について関係労働者への周知を徹底すること。

(キ) 慢性的な人手不足のため、建設業未経験者の就業、また、高齢者の就業が見受けられることから、新規入場者安全衛生教育、身体状況を考慮した高齢者への安全衛生教育を徹底すること。

(ク) 作業場所が酸素欠乏危険場所となる場合(井戸、暗渠等)は、作業場所の危険状況に応じて、酸素欠乏危険作業主任者(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者)の選任、作業開始前の酸素濃度測定等の実施を徹底すること。

屋内等で内燃式の機械(発電機等)を使用させる場合は、換気装置の設置等、一酸化炭素中毒防止のための対策を徹底すること。

平成 30 年度下半期の労働災害防止対策の推進について

1 業種別の労働災害防止対策等について

(1) 建設業

ア 労働災害発生状況等（平成 30 年 8 月末現在の全国の状況 以下、労働災害発生状況について同じ）

建設業における死亡者数は 173 人と前年同期比 13 人（7.0%）の減少である一方、休業 4 日以上之死傷者数は 8,669 人と前年同期比 103 人（1.2%）の増加となっている。

死亡災害の型別の発生状況を見ると、墜落・転落が 76 人と前年同期比で 5 人の減少にとどまり、全体の 44% を占めている。また、例年と同様、墜落・転落に続いて、崩壊・倒壊、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下の順で多く発生している。

休業 4 日以上之死傷災害についても、墜落・転落が 2,927 人と全体の 34% を占めており、墜落・転落に続いて、はさまれ・巻き込まれ、転倒、飛来・落下の順で多く発生している。これらのほか、高温・低温物との接触（主に熱中症）が 217 人と前年同期と比べ 90 人（70.9%）の大幅な増加となっているのが特徴的である。

イ 留意事項

災害の発生状況を見ると、基本的な安全対策が不十分なことにより、災害につながっているものが多々見られるところである。このため、店社、元請及び関係請負人に対し、以下（ア）～（エ）に掲げた事項をはじめとして、改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図ること。また、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成 30 年 7 月 2 日改訂）により工期の適正化を図ること。

（ア）「屋根・はり等」から、「足場」から、「開口部」からの墜落・転落災害が多く発生しており、屋根・はり等からのものでは、スレート等の屋根の踏み抜きによるもの、作業床や手すりの未設置又はその場合の安全帯の不使用のものが多く、足場からのものでは、ほぼ全てにおいて手すり等の未設置（そもそも設置していないもの、一時的に取り外され戻されていないもの）又は安全帯が不使用の状況であった。

このため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 518 条、第 519 条、第 524 条、第 563 条、第 564 条、第 567 条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱に基づく対策を実施すること。

また、墜落制止用器具に係る法令改正等について留意すること。

（イ）崩壊・倒壊災害においては、土砂崩壊に関連する災害が約半数を占めることか

ら、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置を徹底すること。

(ウ) はさまれ・巻き込まれ災害においては、ほぼ全てにおいて、車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物としており、これらが輻輳して作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害（逸走したことによるものも含む）が多いことから、車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底すること。

(エ) 飛来・落下災害においては、移動式クレーン、ウインチ等による荷の運搬作業時に荷が落下することによる災害が約半数を占めていることから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷の下への立入禁止措置を徹底すること。

(2) 製造業

ア 労働災害発生状況等

製造業における死亡者数は102人と前年同期比10人（8.9%）の減少である一方、休業4日以上死傷者数は15,944人と前年同期比811人（5.4%）の増加となっている。

死亡災害の型別の発生状況を見ると、はさまれ・巻き込まれが26人と前年同期比で12人減少したものの、全体の25%を占めている。また、例年と同様、はさまれ・巻き込まれに続いて、墜落・転落、崩壊・倒壊の順で多く発生している。なお、墜落・転落及び崩壊・倒壊については、前年同期比で増加している。

休業4日以上死傷災害については、はさまれ・巻き込まれが4,014人と全体の25%を占めており、はさまれ・巻き込まれに続いて、転倒、切れ・こすれの順で多く発生している。

イ 留意事項

(ア) 死傷災害の約4分の1を機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害が占めていることを踏まえ、機械等による災害等が発生した機械等のもとより、はさまれ・巻き込まれ災害を発生するおそれのある機械等に対して、リスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実施を図ること。

なお、リスクアセスメントの実施にあたっては、必要に応じ、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の個別支援や集団支援の活用を図ること。

(イ) 近年、施設の老朽化等を原因とする墜落などの労働災害も発生していることから、製造業のうち大規模な設備を有する事業場においては、経年設備の劣化状況の調査結果をまとめたリーフレット等を活用し、計画的な設備の更新、優先順位

を付けた設備の定期的な点検・補修等を実施すること。

(ウ) 上記の対策の実施に当たっては、経済産業省、中央労働災害防止協会及び当省が連携して設立された「製造業安全対策官民協議会」が公表したリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの有効性等に関する分析結果やリスクアセスメントの共通手法等の活用を図ること。

(3) 林業

ア 労働災害発生状況等

林業における死亡者数は19人と前年同期比8人(29.6%)の減少である。

死亡災害の型別の発生状況を見ると、激突されが5人と前年同期比で11人減少したものの、全体の25%を占めている。また、激突されに続いて、墜落・転落、飛来・落下の順で多く発生している。なお、墜落・転落及び飛来・落下については、前年同期比で増加している。

イ 留意事項

(ア) 現在、依然として、激突されといった伐木作業に係る死亡災害が多く発生しており、今後、伐木作業が本格化する時期を迎えることから、本年、死亡災害が発生している地域においては、林業・木材製造業労働災害防止協会(以下「林災防」という。)都道府県支部、森林管理署、都道府県、森林組合等と連携して行うパトロール等に積極的に参加し、改めて死亡災害防止の徹底を期すこと。

(イ) 今後、労働安全衛生規則改正により、伐木作業等の安全対策を強化する予定であることから、追って通知する予定の改正内容に留意すること。

(ウ) 平成30年6月26日付け基安安発0626第1号「平成30年度厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進について」に基づき、本年度、林災防では、厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づき、過去5か年における林業の労働災害による死亡者数が多い24支部において、林業の事業場等を対象として、林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害防止のための講習会を開催することから、当該講習会を効果的に活用すること。

(4) 陸上貨物運送事業

ア 労働災害発生状況等

陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷者数は、9,023人と前年同期比704人(8.5%)の増加となっている。総務省の労働力調査によると、平成30年7月時点の労働者数は182万人であり、前年同期と比較して9万人(5.2%)増加している。死傷者数の増加率が労働者数の増加率を上回っていることから、労働災害発生率は前

年同期比で増加していることが推察される。

事故の型別では、墜落・転落が 2,510 人と全体の 28%を占めている。墜落・転落に続いて、転倒、動作の反動・無理な動作（「腰痛」を含む。以下同じ。）、はさまれ・巻き込まれの順で多く発生している。なお、墜落・転落、転倒、動作の反動・無理な動作及びはさまれ・巻き込まれは前年同期比で増加している。また、これらのほか、高温・低温物との接触（主に熱中症）が 133 人と、前年同期と比べ 68 人（105%）の大幅な増加となっている。

イ 留意事項

労働災害の多くは荷主先等での荷役作業中に発生したものと考えられることから、荷主、配送先、元請事業者等と連携して安全対策に取り組めるよう、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの策定について」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）に基づく対策を徹底すること。なお、転倒については下記 2（1）を、腰痛については、下記 2（2）を踏まえた対策の徹底を図ること。

（5）その他の業種（第三次産業等）

ア 小売業

（ア）労働災害発生状況等

小売業における休業 4 日以上死傷者数は、8,313 人と前年同期比 777 人（10.3%）の増加となっている。総務省の労働力調査によると、平成 30 年 7 月時点の労働者数は 627 万人であり、前年同期と比較して 7 万人（1.1%）減少している。労働者数が減少している一方で死傷者数が増加していることから、労働災害発生率は前年同期比で増加していることが推察される。

事故の型別では、転倒が 3,150 人と全体の 38%を占めている。転倒に続いて、動作の反動・無理な動作、墜落・転落、交通事故（道路）の順で発生している。

また、特に、新聞販売業における休業 4 日以上死傷者数は 1,472 人で小売業全体の労働災害の 17.7%を占めている。事故の型別では、交通事故（道路）が 606 人と全体の 41%を占めている。なお、これは小売業全体の交通事故（道路）のうち 69%を占めている。

（イ）留意事項

平成 30 年 3 月 30 日付け基安発 0330 第 3 号「第 13 次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」により展開している「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。このとき、厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運

動」特設サイトに平成 29 年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例を紹介しているので、参考にすること。なお、転倒については下記 2（1）、腰痛については下記 2（2）を踏まえた対策の徹底を図ること。

また、新聞販売業については、交通事故については下記 2（4）を踏まえた対策の徹底を図ること。また、新聞販売業で多いバイク事故の防止対策として、ヘルメット及び再帰性反射材等を使用した高視認性のベストの適切な着用や、早朝・夕方のライトの点灯の徹底を図ること。なお、高視認性のベストの選定に当たっては、JIS T 8127（高視認性安全服）に留意することが望ましいこと。

イ 社会福祉施設

（ア）労働災害発生状況等

社会福祉施設における休業 4 日以上の死傷者数は、4,906 人と前年同期比 475 人（10.7%）の増加となっている。総務省の労働力調査によると、平成 30 年 7 月時点の労働者数は 429 万人であり、前年同期と比較して 13 万人（3.1%）増加している。死傷者数の増加率は労働者数の増加率を上回っており、労働災害発生率は前年同期比で増加していることが推察される。

事故の型別では、転倒が 1,840 人と全体の 38%を占めている。転倒に続いて動作の反動・無理な動作、交通事故（道路）の順で多く発生している。また、転倒と動作の反動・無理な動作（1,517 人）を合計すれば、社会福祉施設における災害全体の 68%を占めている。なお、転倒及び動作・無理な動作は前年同期比で増加している。

（イ）留意事項

転倒災害については下記 2（1）、腰痛については下記 2（2）を踏まえた対策の徹底を図ること。また、社会福祉施設における事業者・介護従事者を対象に、腰痛予防講習会を全国で開催しているため、関係事業場においては積極的に参加すること。

ウ 飲食店

（ア）労働災害発生状況等

飲食店における休業 4 日以上の死傷者数は、2,652 人と前年同期比 86 人（3.4%）の増加となっている。総務省の労働力調査によると、平成 30 年 7 月時点の労働者数は 298 万人であり、前年同期と比較して 15 万人（5.3%）増加している。死傷者数の増加率は労働者数の増加率を下回っていることから、労働災害発生率は前年同期比で減少していることが推察される。

事故の型別では、転倒が783人と全体の30%を占めている。転倒に続いて切れ・こすれ、高温・低温物との接触、動作の反動・無理な動作と続いている。また、転倒及び切れ・こすれは前年同期比で増加している。

(イ) 留意事項

調理中などの労働災害を防止するため、飲食店の労働災害防止マニュアルを参考にするとともに、平成30年3月30日付け基安発0330第3号「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」により展開している「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置の促進、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。このとき、厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例が掲載されているので、参考にすること。なお、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

エ 通信業

通信業における休業4日以上死傷者数は、1,617人と前年同期比で200人(14.1%)増加となっている。事故の型別では、交通事故(道路)が646人と全体の40%を占めている。交通事故(道路)に続いて転倒、動作の反動・無理な動作の順に多く発生している。また、交通事故(道路)及び転倒は前年同期比で増加している。

通信業においては郵便配達中の労働災害が大多数を占めるため、交通事故については下記2(4)、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

2 業種横断的な対策について

(1) 転倒の防止

転倒は、近年業種を問わず増加を続けており、平成30年8月末現在での休業4以上の死傷者数は18,607人であり、前年同期比で19.4%増加しており、近年の死傷者数増加の大きな要因となっている。近年の災害の傾向から、以下のとおりの留意点が挙げられる。

ア 冬季(積雪や凍結による転倒災害が多い時期)での対策

転倒災害は冬季に積雪等により多く発生する傾向があるため、特に積雪の多い都道府県においては、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とと

もに、転びにくい歩き方の励行など、転倒防止対策等を徹底すること。

イ 高年齢労働者対策

転倒災害は高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成 30 年 6 月に中央労働災害防止協会が発行した「エイジアクション 100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～」等、高年齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとまったテキスト等を活用すること。

(2) 腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向にある。特に、経験年数 3 年未満の労働者の占める割合が高く、また、40 歳以上の労働者においては休業見込みが 6 か月以上の重篤な災害が多発している。このことに鑑み、平成 25 年基発 0618 第 1 号「職場における腰痛予防対策の推進について」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の労働衛生教育や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

(3) 酸素欠乏症等の防止

死亡者数が前年と比べ増加している。特に製造業や清掃・と畜業においては、平成 10 年 12 月 22 日付け基安発第 34 号「酸素欠乏症等防止対策の徹底について」により救助する者に呼吸器等を確実に使用させる等による二次災害防止対策を徹底すること、事業場における酸素欠乏危険場所の把握・表示と労働者への周知、酸素欠乏の危険性等について教育を徹底すること等必要な酸素欠乏症防止対策を実施すること。

(4) 交通労働災害対策

交通事故（道路）の平成 30 年 8 月末現在での休業 4 日以上の死傷者数は、4,383 人であり、前年同期比で 3.6% 増加している。

交通労働災害防止対策として、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 30 年 6 月 1 日改正）に基づく措置を徹底すること。